

ID: 262

担当部署: 建設課

処分の概要	権利の譲渡等の承認		
例規名 根拠条項	八頭町法定外公共物管理条例 第11条ただし書		
例規番号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (権利の譲渡等の制限) 第11条 占有者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日